

富士宮市立学校給食センターで使用する給食用物資納入をお考えの方へ

学校給食用物資の適正な購入を期するため、富士宮市学校給食用物資取扱要綱を定めています。納入には富士宮市教育委員会に登録が必要です。下記のとおり審査があります。

1 立地条件

富士宮市内又は静岡県内に本店、支店及び営業所等の営業施設を有し、迅速な連絡調整及び適切な行動ができる体制を有していること。

2 経営規模（農畜産物の生産等個人を除く）

ア 相当な資本で経営され、相当額の販売実績をあげていること。

イ 相当数の従業員を使用し、常時営業を続けていること。

ウ 工場、店舗、販売所その他の固定とした事業施設を有し、輸送及び連絡の確実な施設を有すること

3 信用状況

ア 経営状態が良好なこと。

イ 食品に関する諸法規に違反したことがなく、常に遵守されていること。

ウ 引き続き2年以上その事業を行っていること。

エ 学校給食に理解があり協力的であること。

オ 納税義務が履行されていること。

4 衛生状況

ア 保健所の衛生監視表を必要とする業種については、その評点が80点以上であること。

イ 従業員の健康管理が徹底していること。

ウ 製造加工業者については、材料倉庫、製造置置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備が完備していること。

5 供給能力

ア 所要量を供給し得る仕入れ、製造及び加工能力があること。

イ 給食用物資を指定した日時及び場所に完全に納入できること。

審査の結果、適否の決定を通知します。